

○国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

第一章 国会の召集及び開会式

第一条 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

（第 121 回（臨時）国会 国会法の一部を改正する法律（平成 3 年 9 月 19 日法律第 86 号）による改正）

（理由）常会を十二月召集から一月召集にしたことに伴い改めた。

第一条 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少なくとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

（理由）国会召集の形式は、従来通り詔書の公布によることにし、その期日は、常会については従来四十日前となっていたのを、二十日前とした。これは、最近の交通機関の発達に伴い、長期であることを要しないからである。臨時会及び特別会は、この二十日前という期日に拘束されず、適當な期間をもって召集される。なお、第三項は、原案では「（憲法第五十四条により……）」とあったのを、貴族院において、他の法律その他と形式を同じくするため、「（日本国憲法第五十四条により……）」と修正した。

第二条 常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。

（第 121 回（臨時）国会 国会法の一部を改正する法律（平成 3 年 9 月 19 日法律第 86 号）による改正）

（理由）国会の審議期間をできるだけ多くし、審議の充実を図るため、常会は一月中に召集するのを常例とする。

第二条 常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。

（第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）常会の召集の時期が十二月上旬と限定されていたのを、「十二月中に召集するのを常例とする。」と改めてゆとりを持たせた。また、従来の但書の規定によると、第十四回国会のように八月に繰り上げて召集しなければならないことにもなるのでこれを削除し、第十条に但書を設けることにした。

第二条 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

（理由）常会の召集の時期を十二月の上旬と規定して、議員の便宜をはかり、また予算を早く内閣から拠出させ、翌年の三月までの間に十分にその内容について審査し得るようにした。また、召集期日を法定すると、会期中に議員の任期が満了する場合もあり得るので、但書を設け、会期中に議員の任期が満限に達しないように召集しなければならないことにした。

第二条の二 特別会は、常会と併せてこれを召集することができる。

（第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

(理由) 常会が召集される時期に特別会を召集する必要が生じたときは、便宜上、常会と併せて特別会を召集できることにした。

第二条の三 衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合又はその期間が参議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

(第 28 回常会国会法等の一部を改正する法律（昭和 33 年法律第 65 号）により改正（昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行）)

(理由) 衆議院議員の任期満了による総選挙の後は、内閣総理大臣の指名及び衆議院の構成を、また参議院議員の通常選挙の後は、同院の構成を完了する必要があるので、これらの場合に臨時会を召集すべき旨の規定を設けた。

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

(理由) 憲法第五十三条の規定を受けて、臨時会の召集要求の手続を規定したものであり、書面で議長を経由して内閣に要求することにした。

第四条 削除

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 参議院の緊急集会に関するものは、第十一章にまとめて規定することにしたので、削除した。

第四条 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

(理由) 内閣が参議院の緊急集会を求めるときの手續を規定したものである。なお、参議院議長がこれを議員に通知する点については、参議院の規則に譲った。

第五条 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

(理由) 議院法第二条の規定に相当するものであり、議員の応召について規定した。

第六条 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

(理由) 召集の当日に議長又は副議長がないとき、あるいは議長及び副議長がともにないときは、直ちにその選挙を行うべきことを明らかにした。

第七条 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

(理由) 議院法第三条第二項の規定に相当するものであり、事務総長の議長職務代行について規定した。

第八条 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

(理由) 議院法の規定に基づく開院式は、議会に活動能力を与えるという法的効果をもっていたが、新憲法のもとでは、国会の召集すなわち開会となり、法律的には、開会式を行う必要はないが、国会が開会式を行うことは、国権の最高機関として儀礼上必要と考えられるので、本条を設けた。開会式の場所については、衆議院

が第一院である関係上、当然衆議院ということも予期されるが、設備の点から、参議院ということも考えられ、両院の協議に譲った。また、「会期の始めに」とは、召集の当日のみを意味するものではない。

第九条 開会式は、衆議院議長が主宰する。

衆議院議長に事故あるときは、参議院議長が、主宰する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 従来は「議長の職務を行う。」とあったが、議事を行うわけではないので、実情に即して「主宰する。」に改めた。

第九条 開会式は、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故あるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

(理由) 衆議院議長が開会式を主宰することを規定したものであり、衆議院議長に事故があるときには、参議院議長が主宰することにした。

第二章 国会の会期及び休会

第十条 常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第二項但書を削除した結果、会期中に衆議院議員の任期又は参議院議員の半数の任期が満限に達する場合が起り得るので、このような場合には、その満限の日に会期が終了することにした。

第十条 常会の会期は、百五十日間とする。

(理由) 常会の会期を従来旧憲法が想定していた三カ月に比べ二カ月延長して五カ月、すなわち百五十日間とし、審議の充実を期した。なお、一年中国会が開かれているとの建前をとらず、常会の会期を法定したのは、憲法が「会期中」との言葉を用い、あるいは臨時会について規定している点、及び議員の便宜によるものである。

第十一条 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。

(理由) 臨時会及び特別会の会期は、国会が自主的に、両議院一致の議決でこれを定めることにした。両議院が議決するについては、事前に両議院の議長の間で、打合せが行われるものと考えられる。

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならない。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 従来会期の延長について制限がなかったため、四回あるいは五回延長されたこと也有ったので、会期延長の回数を制限し、審議能率の向上をはかった。

第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。

(理由) 常会、臨時会及び特別会を通じて、会期の延長は自主的に両議院一致の議決でこれをすることにした。この場合についても、両議院の議長の間で、打合せが行われるものと考えられる。

第十三条 前二条の場合において、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 「両議院一致の議決に至らないとき」とは、衆議院と参議院の議決が一致しないときのみでなく、衆議院が議決し参議院が議決しない場合をも含むと解されていたが、この点を明らかに規定した。

第十三条 前二条の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

(理由) 第十一条及び第十二条の場合において、両議院の議決が一致しないときには、衆議院の議決が優先することにした。「両議院一致の議決に至らないとき」とは、衆議院の議決と参議院の議決とが一致しないときのみならず、衆議院が議決したにもかかわらず参議院が議決しない場合をも予想している。

第十四条 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

(理由) 会期は、従来開院式の日から起算したのであるが、新憲法のもとでは召集の当日から起算することにして差支えないので、本条を設けて会期の起算点を明らかにした。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

国会の休会中、各議院は、議長において緊急の必要があると認めたとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、他の院の議長と協議の上、会議を開くことができる。
前項の場合における会議の日数は、日本国憲法及び法律に定める休会の期間にこれを算入する。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 国会の休会中、一の議院が他の議院と交渉なしで会議を開くことは適当でないので、各議院が会議を開く場合には、その議長があらかじめ他の議院の議長と協議すべきことに改めた。また、この場合会議の日数は、国会の休会の期間に算入することを明らかにして、憲法その他の法律に定めてある休会中の期間の計算について疑義ながらしめた。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めたとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 各議院の休会の期間を「七日以内」から「十日以内」に改めた。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めたとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

(理由) 休会については、従来先例によって認められていたが、憲法第五十九条、第六十条、第六十一条及び第六十七条の規定との関係上、国会の休会ということを明らかにする必要があるので、本条を設けて国会の休会について規定し、同時に各議院のみの休会を認めることにした。また、一定の場合には、国会の休会中あるいはその院の休会中に、本会議を開き得ることにした。

第三章 役員及び経費

第十六条 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 仮議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

(理由) 憲法第五十八条の規定により、役員は議院において選挙することになっている関係上、本条を設けて役員の種類を規定した。

第十七条 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

(理由) 議院法第七条の規定に相当するものであり、議長及び副議長の定数を規定した。

第十八条 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

(理由) 議院法第八条の規定に相当するものであり、議長及び副議長の任期について規定した。

第十九条 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

(理由) 議院法第十条の規定に相当するものであり、議長の職務権限について包括的に規定した。新たに「議院の事務を監督し」という言葉を入れたが、これは当然のことである。

第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。

(理由) 議院法第十二条に相当するものであり、議長の委員会への出席発言権について規定した。

第二十一条 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

(理由) 副議長の権限を規定したものである。従来議院法第十三条は、「議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス」と規定していたが、「議長が欠けたとき」という言葉を入れた関係上、「職務を行う」という言葉を用いた。しかし、副議長は、議長の代理機関であって、補佐機関ではない。

第二十二条 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

前項の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 議長及び副議長とともに事故があるとき仮議長の選挙を行う場合、事務総長が議長の職務を行う旨の規定を第二十四条から本条に移した。

第二十二条 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

(理由) 仮議長の選任及びその権限について規定した。第一項は、議院法第十四条の規定に相当するものであり、第二項は、貴族院規則第十四条及び旧衆議院規則第二十五条のうちにあったものを国会法で規定したもの

である。仮議長については、議長及び副議長とともに事故があるときに選挙するのは当然であるが、かかる場合に備えてあらかじめ選任しておく必要もあると考えられる。

第二十三条 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

(理由) 会期中に、議長、副議長が欠けたときは、直ちにその選挙を行わなければならないことを規定した。

第二十四条 前条前段の選挙において副議長若しくは議長に事故がある場合又は前項後段の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 従来の「前条の選挙において議長の職務を行う者がない場合」という規定では不明瞭であるので、これを明らかに書き改めた。

第二十四条 仮議長の選挙の場合及び前条の選挙において議長の職務を行う者がない場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

(理由) 議長及び副議長とともに事故があつて仮議長を選挙する際には、従来は全院委員長が議長の職務を行つたが、全院委員長が廃止されたので、今後は事務総長がその職務を行うことにした。また、議長及び副議長がともに欠けその選挙を行う場合、あるいは議長又は副議長が欠けその選挙を行う際に、副議長又は議長に事故がある場合にも事務総長が議長の職務を行うことにした。

第二十五条 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。

(理由) 常任委員長は、従来常任委員の互選によつていたが、今後は常任委員会が国会運営の中心となる関係上、これを議院の役員とし、議院において選挙することにした。

第二十六条 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。

従来の書記官長の代りに事務総長を置き、書記官の代りに参事を置くことにした。事務総長、参事その他の職員の身分は、国会の公務員として定められるものと考えられる。

第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 参事その他の職員の任免については、議院運営委員会の承認も必要とすることに改めた。

第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

(理由) 第一項は、事務総長は政党的色彩の全くない者を選ぶべきであるとの趣旨により、議院において国会議員以外の者からこれを選挙することにした。

第二項は、参事その他の職員の任免方法について規定した。

第二十八条 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

(理由) 事務総長及び参事の職務権限について規定した。

第二十九条 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

(理由) 事務総長に事故があるときに備えてその代理者の規定を設けたものであり、事務総長は、必ずしも上席の参事ではなく、事務局全体としてその事務に当たるのが最も適任である参事を職務代行者に指定することができる。

第三十条 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

(理由) 役員の辞任は、議院の許可を要することを原則とし、閉会中においては議長がこれを許可し得ることにした。

第三十条の二 各議院において特に必要があるときは、その院の議決をもつて、常任委員長を解任することができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 議院において特に必要がある場合には、院議をもつて常任委員長の職を解き得ることにした。

第三十一条 役員は、特に法律に定めのある場合を除いては、国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。

議員であつて前項の職を兼ねている者が、役員に選任されたときは、その兼ねている職は、解かれたものとする。

(第108回常会国会法の一部を改正する法律(昭和62年法律第26号)により改正(昭和62年4月1日公布、昭和62年4月1日から施行))

(理由) 昭和62年4月1日から日本国有鉄道改革法等が施行されるに伴い、公共企業体が存在しないこととなるので、条文を整理した。

第三十一条 役員は、特に法律に定める場合を除いては、国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。

議員であつて前項の職を兼ねている者が、役員に選任されたときは、その兼ねている職は、解かれたものとする。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 議院の役員は、「官吏」と兼ねることができないことになっていたが、これを国又は地方の公務員あるいは公共企業体の役職員と兼ねることができないことにし、これらの職を兼ねている議員が役員に選任されたときは、その職が消滅することにした。また、議長及び副議長は、皇室典範、皇室経済法により、当然に皇室会議及び皇室経済会議の議員となることになっているので、この場合を除外するため、「特に法律に定める場合を除いては、」を加えた。

第三十一条 役員は、官吏と兼ねることができない。

(理由) 役員が官吏を兼ねることは、行政立法の混淆を来たすので、役員の官吏との兼職を認めないことにした。

第三十二条 両議院の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

(理由) 国会の経費は、他の行政費とは独立して、国会費としてこれを国の予算に計上しなければならないことにし、また、国会の活動に遺憾なきを期するため、このうちには相当の予備金を設けることとした。予備金をいかなる場合に支出するかは、議院運営委員会の議を経る等適当な措置が講ぜられるものと考えられる。

第四章 議員

第三十三条 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない。

(理由) 憲法第五十条の「法律の定める場合を除いては、」という規定を受けて、その場合を規定した。旧憲法第五十三条と比べると内乱外患に関する罪が除かれたので、従来よりは許諾なしに逮捕される範囲が狭くなっているが、これは議員の身分の保障を強化したものである。

なお、院内における現行犯については、当然院内警察権により取り締まることができる。

第三十四条 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の受理後速かに、その要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 従来の第三十四条を第四条と同一の趣旨で削除し、第三十四条の二を第三十四条とし、内閣は、議員の逮捕要求書を受理したときは「速かに」議院の許諾を求めるべきものとした。

第三十四条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

(理由) 参議院の緊急集会に関して、議員の不逮捕特権を規定したものであるが、新憲法の保障する不逮捕特権が会期中に限られている関係上、憲法の条文を準用することはできないので創設的に規定した。その内容は、憲法第五十条及び前条の規定と異なるところがない。

第三十四条の二 内閣は、会期然に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

内閣は、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、その議員の属する議院の議長にその旨を通知しなければならない。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 会期中に、会期前に逮捕された議員の勾留期間が延長された場合には、内閣は、その旨を議長に通知すべきことにした。

第三十四条の二 内閣は、会期然に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 憲法第五十条の規定によれば、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば会期中これを釈放すべきことになっており、各議院がこの要求をするためには逮捕された議員の氏名を知る必要があるので、内閣に会期の始めにその氏名を通知する義務を負わせた。

第三十四条の二 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 会期中における議員の逮捕に関する手続については、従来何らの規定もなかつたので、疑義をなくすため、新たに、議員の逮捕について内閣が許諾を求める場合の手続について規定を設けた。

第三十四条の三 議員が、会期前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書をその院の議長に提出しなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 逮捕された議員の釈放要求を発議する場合の手続を規定した。

第三十五条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額(地域手当等の手当を除く。)より少くない歳費を受ける。

(第163回(特別)国会 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年11月7日法律第109号)第1条による改正(平成18年4月1日から施行))

(理由) 人事院勧告に係る給与構造改革による俸給と調整手当・地域手当の配分の見直し等に伴い行う、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正に関連して、議員歳費を地域手当等の手当を除いた一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない額とする改正をした。

第三十五条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 「一般官吏」を「一般職の国家公務員」に改めた。

第三十五条 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

(理由) 議員の歳費についての原則的規定であり、具体的な金額は、別に法律をもって定めることにした。「一般官吏」とは、内閣総理大臣、国務大臣、最高裁判所の裁判官等を除いた官吏を意味するものであり、議員は、次官などの給料よりは必ず高い歳費を受けることになる。

第三十六条 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

(理由) 新しく設けた制度であり、別に法律に定めるところにより、議員も退職金を受けることができるようとした。この場合、勤続年数、退職原因等を考慮して、適当にその範囲を定める必要があると考えられる。

第三十七条 削除

(第108回常会国会法の一部を改正する法律(昭和62年法律第26号)により改正(昭和62年4月1日公布、昭和62年4月1日から施行))

(理由) 日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の日本国有鉄道が存在しないこととなるので、議員は日本国有鉄道の交通機関に乗車することができることを定めた第三十七条を削除した。

第三十七条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に日本国有鉄道の交通機関に乗車することができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 議員は、日本国有鉄道の経営する交通機関に乗車船できることを明らかにした。

第三十七条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乗車することができる。

(理由) 議院法第十九条ノ二の規定に相当するものであり、議員は無料で国有鉄道に乗車できることに規定した。

第三十八条 議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、別に定めるところにより手当を受ける。

(第 126 回国会 国会法の一部を改正する法律（平成 5 年 5 月 7 日法律第 39 号）による改正)

(理由) 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に規定される「文書通信交通費」が「文書通信交通滞在費」に改められたこと等に伴い、本条の「会期中」を削ることとし、その他所要の改正を加えた。

第三十八条 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

(理由) 新しく設けた制度である。会期中公の書類を郵送し、又は陳情等に対して返信する場合において、無料郵便の制度を設けよとの強い議論もあったが、これは各種の弊害を伴うおそれがあるので、一定金額を通信手当として支給することにした。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 165 回（臨時）国会 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 18 年 12 月 22 日法律第 118 号）附則第 11 条による改正（公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日（平成 19 年 1 月 9 日）から施行）)

(理由) 防衛庁の省移行により、防衛庁副長官及び防衛庁長官政務官がそれぞれ防衛副大臣及び防衛大臣政務官に改められるのに伴い、副長官及長官政務官に関する記述を削除した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。）、大臣政務官（長官政務官を含む。以下同じ。）及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 145 回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）第 4 条による改正（内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 88 号）施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行）)

(理由) 規定整理。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 136 回国会 内閣法等の一部を改正する法律（平成 8 年 6 月 26 日法律第 103 号）附則第二項による改正)

(理由) 内閣法の一部改正により、内閣官房に新たに内閣総理大臣補佐官が置かれたのに伴い、議員が兼ねることができる職に、「内閣総理大臣補佐官」を加えた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 108 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 26 号)により改正(昭和 62 年 4 月 1 日公布、昭和 62 年 4 月 1 日から施行))

(理由) 日本国有鉄道改革法等が施行されるに伴い、公共企業体が存在しないこととなるので、条文を整理した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 100 回臨時会総理府設置法の一部を改正する等の法律(昭和 58 年法律第 80 号)により改正(昭和 58 年 12 月 2 日公布))

(理由) 総理府設置法の一部改正により、「総理府総務副長官」が廃止されるに伴い、議員が兼ねができる職から「総理府総務副長官」を削除した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、総理府総務副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 51 回常会内閣法の一部を改正する法律(昭和 41 年法律第 89 号)により改正(昭和 41 年 6 月 28 日公布))

(理由) 内閣官房長官は国務大臣をもって充てることとしたことに伴い、「内閣官房長官」を削除した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、総理府総務副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねことができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 48 回常会国家公務員法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 69 号)により改正(昭和 40 年 5 月 18 日公布))

(理由) 総理府総務長官は国務大臣をもって充てることとしたことに伴い、「総理府総務長官」を削除し、また、総理府総務副長官は議員をもって充てることとするため、「総理府総務副長官」を加えた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねことができない。但し、両議院一致の議

決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 26 回常会内閣法等の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 158 号）により改正（昭和 32 年 6 月 1 日公布）

(理由) 総理府設置法の一部改正により、総理府に新たに総務長官が置かれたのに伴い、議員が兼ねることができる職に「総理府総務長官」を加えた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中國若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができる。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 議員が兼ねることのできる職に内閣官房副長官を加え、兼ねることができない職に公共企業体の役職員を加えて、「国会の議決」とあるのを「両議院一致の議決」と改めた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中國又は地方公共団体の公務員と兼ねることができる。但し、国会の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 6 回臨時会国会法の一部を改正する法律（昭和 24 年法律第 221 号）により改正（昭和 24 年 10 月 26 日公布）)

(理由) 国家行政組織法が改正され、新たに特別職の政務次官が設けられたので字句を改めた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中國又は地方公共団体の公務員と兼ねることができる。但し、国会の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 2 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布）)

(理由) 国家公務員法の施行に伴う字句の整理をするとともに、国家行政組織法の制定により新たに各省次官が特別職として設けられたので、この次官、いわゆる副大臣は、国會議員が兼務できることにした。なお、本法附則第三項の規定により、「各省次官」は、国家行政組織法が施行されるまでは「政務次官」と読み替えることになっている。

第三十九条 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、嘱託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は国会の議決に基く場合は、この限りでない。

(理由) 第一項は、「別に法律で定めた場合を除いては、」すなわち衆議院選挙法あるいは参議院議員選挙法等の規定によって、国務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省の政務官及び秘書官等兼務が認められている場合以外は、議員は、官吏又は地方公共団体の吏員となることができないという意味である。

第二項は、法律に何々委員会の委員は国会議員を当てる旨の明文がある場合、又は特定の委員を国会議員のうちから出してほしいとの政府の希望により国会すなわち両議院で議決した場合に限り、議員は、委員、顧問等になり得ることにしたものである。

第五章 委員会及び委員

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 第四十条を「委員」の種類についての規定から「委員会」の種類についての規定に改め、第四十一条と第四十二条とを入れ換えたことに伴い、第五章の章の題名を改めた。

第五章 委員及び委員会

第四十条 各議院の委員会は、常任委員会及び特別委員会の二種とする。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 従来委員の種類について規定していたが、委員会の設置があって委員が選任されるものであるから、委員会の種類について規定することにした。

第四十条 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

(理由) 委員の種類を規定したものである。従来あった全院委員はこれを廃止した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 総務委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 財務金融委員会

六 文部科学委員会

七 厚生労働委員会

八 農林水産委員会

九 経済産業委員会

十 國土交通委員会

十一 環境委員会

十二 安全保障委員会

十三 国家基本政策委員会

十四 予算委員会

十五 決算行政監視委員会

十六 議院運営委員会

十七 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 総務委員会

三 法務委員会

四 外交防衛委員会

五 財務金融委員会

六 文教科学委員会

七 厚生労働委員会

八 農林水産委員会

九 経済産業委員会

十 国土交通委員会

十一 環境委員会

十二 国家基本政策委員会

十三 予算委員会

十四 決算委員会

十五 行政監視委員会

十六 議院運営委員会

十七 懲罰委員会

(第150回(臨時)国会 国会法の一部を改正する法律(平成12年12月6日法律第137号)による改正(平成13年1月6日以降初めて召集される国会(第151回国会)召集の日(平成13年1月31日)から施行))

(理由) 平成13年1月の中央省庁再編に伴い、これに対応せしめるため、各議院の常任委員会の数及び名称を改めた。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 厚生委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 通信委員会

十二 労働委員会

十三 建設委員会

十四 安全保障委員会

十五 科学技術委員会

十六 環境委員会

十七 国家基本政策委員会

十八 予算委員会

十九 決算行政監視委員会

二十 議院運営委員会

二十一 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 総務委員会

二 法務委員会

三 地方行政・警察委員会

四 外交・防衛委員会

五 財務・金融委員会

六 文教・科学委員会

七 国民福祉委員会

八 労働・社会政策委員会

九 農林水産委員会

十 経済・産業委員会

十一 交通・情報通信委員会

十二 国土・環境委員会

十三 国家基本政策委員会

十四 予算委員会

十五 決算委員会

十六 行政監視委員会

十七 議院運営委員会

十八 懲罰委員会

(第 145 回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号) 第 3 条による改正(次の常会(第 147 回国会) 召集の日(平成 12 年 1 月 20 日) から施行))

(理由) 各議院に常任委員会として新たに国家基本政策委員会を増設した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 厚生委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

- 十一 通信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算行政監視委員会**
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 総務委員会
- 二 法務委員会
- 三 地方行政・警察委員会
- 四 外交・防衛委員会
- 五 財務・金融委員会
- 六 文教・科学委員会
- 七 国民福祉委員会
- 八 労働・社会政策委員会
- 九 農林水産委員会
- 十 経済・産業委員会
- 十一 交通・情報通信委員会
- 十二 国土・環境委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 行政監視委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

(第141回(臨時)国会 国会法等の一部を改正する法律(平成9年12月19日法律第126号)第1条による改正(次の常会(第142回国会)召集の日(平成10年1月12日)から施行))

(理由) 衆議院における行政監視機能の充実及び強化を図るため、衆議院の常任委員会として、現在の決算委員会を改組して、新たに決算行政監視委員会を設置した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会

- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 遅信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 総務委員会
- 二 法務委員会
- 三 地方行政・警察委員会
- 四 外交・防衛委員会
- 五 財務・金融委員会
- 六 文教・科学委員会
- 七 国民福祉委員会
- 八 労働・社会政策委員会
- 九 農林水産委員会
- 十 経済・産業委員会
- 十一 交通・情報通信委員会
- 十二 国土・環境委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 行政監視委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

(第141回(臨時)国会 国会法の一部を改正する法律(平成9年12月17日法律第122号)による改正(次の常会(第142回国会)召集の日(平成10年1月12日)から施行))

(理由) 参議院の第一種常任委員会、すなわち、内閣委員会から建設委員会までの十三の委員会を基本政策別の十二の委員会に再編するとともに、参議院に新たに行政監視委員会を設置した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 遅信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 遅信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 予算委員会
- 十五 決算委員会

十六 議院運営委員会

十七 懲罰委員会

(第121回(臨時)国会 国会法の一部を改正する法律(平成3年10月5日法律第92号)による改正(第122回国会召集の日(平成3年11月5日)から施行))

(理由) 衆議院に常任委員会として安全保障委員会を増設した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 厚生委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 電信委員会

十二 労働委員会

十三 建設委員会

十四 科学技術委員会

十五 環境委員会

十六 予算委員会

十七 決算委員会

十八 議院運営委員会

十九 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 厚生委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 電信委員会

十二 労働委員会

十三 建設委員会

十四 予算委員会

十五 決算委員会

十六 議院運営委員会

十七 懲罰委員会

(第120回国会 国会法の一部を改正する法律(平成3年5月15日法律第72号)による改正(第121回国会召集の日(平成3年8月5日)から施行))

(理由) 社会福祉並びに労働関係の施策の増加に伴い、両議院の社会労働委員会を厚生委員会と労働委員会に分けた。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 社会労働委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 電信委員会

十二 建設委員会

十三 科学技術委員会

十四 環境委員会

十五 予算委員会

十六 決算委員会

十七 議院運営委員会

十八 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 社会労働委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 遅信委員会

十二 建設委員会

十三 予算委員会

十四 決算委員会

十五 議院運営委員会

十六 懲罰委員会

(第 91 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 22 号）により改正（昭和 55 年 4 月 7 日公布、第 92 回国会召集日から施行））

(理由) 常任委員会の名称と数について衆議院、参議院別個に規定し、衆議院は、従来の十六常任委員会に科学技術委員会及び環境委員会を加えて十八の常任委員会とし、参議院は従来どおり十六の常任委員会とした。

第四十一条 常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 社会労働委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 遅信委員会

十二 建設委員会

十三 予算委員会

十四 決算委員会

十五 議院運営委員会

十六 懲罰委員会

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

(理由) 従来常任委員会は二十二であったが、運営の実績にかんがみ、議案審査の能率向上をはかるため、内閣と人事、厚生と労働、農林と水産、通商産業と経済安定、郵政と電気通信の各委員会をそれぞれ併合し、また図書館運営委員会を議院運営委員会に併合して、十六にした。また陳情書については、その必要が認められないで規定から削除し、第二項は必要がないで削除した。

第四十一条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に二箇を超える常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は、予算委員、決算委員、議院運営委員、懲罰委員又は図書館運営委員に限る。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布、第3回国会召集日から施行))

(理由) 委員会の運営の実情に鑑み、従来は同時に三箇を超える常任委員となり得ないことになっていたのを改め、二箇を超えて得ることにし、その二箇目の常任委員は、予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営委員に限ることにした。

第四十一条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

(理由) 常任委員の選任方法、任期等に関する規定したものである。各議員は少なくとも一箇の常任委員となる必要があり、同時に三箇の常任委員までは兼任を認めることにした。

なお、常任委員を辞する場合、及びその補充をする場合については、規則に譲った。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号)第4条による改正(内閣法の一部を改正する法律(平成11年7月16日法律第88号)施行の日(平成13年1月6日)から施行))

(理由) 規定整理。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができます。

(第136回国会 内閣法等の一部を改正する法律(平成8年6月26日法律第103号)附則第二項による改正)

(理由) 内閣法の一部改正により、内閣官房に新たに内閣総理大臣補佐官が置かれたのに伴い、常任委員を辞することができる職に、「内閣総理大臣補佐官」を加えた。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第100回臨時会総理府設置法の一部を改正する等の法律(昭和58年法律第80号)により改正(昭和58年12月2日公布))

(理由) 総理府設置法の一部改正により、「総理府総務副長官」が廃止されるに伴い、常任委員を辞することができる職から「総理府総務副長官」を削除した。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、総理府総務副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができます。

(第51回常会内閣法の一部を改正する法律(昭和41年法律第89号)により改正(昭和41年6月28日公布))

(理由) 内閣官房長官は国務大臣をもって充てることとしたことに伴い、「内閣官房長官」を削除した。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、総理府総務副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができます。

(第48回常会国家公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第69号)により改正(昭和40年5月18日公布))

(理由) 総理府総務長官は国務大臣をもって充てることとしたことに伴い、「総理府総務長官」を削除し、また、総理府総務副長官は議員をもって充てることとするため、「総理府総務副長官」を加えた。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 26 回常会内閣法等の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 158 号）により改正（昭和 32 年 6 月 1 日公布）

(理由) 総理府設置法の一部改正により、総理府に新たに総務長官が置かれたのに伴い、常任委員を辞することができる職に「総理府総務長官」を加えた。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 従来議員は少なくとも一箇の常任委員となり、特定の委員を兼ねる場合にのみ二箇の常任委員となることができたのであるが、この制限を廃し、また、実情にかんがみ、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣等は常任委員を辞することができるものとし、この場合その会派の議員が辞任した委員を兼ね得ることにした。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願、陳情書等を審査する。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 法務委員会
- 五 外務委員会
- 六 大蔵委員会
- 七 文部委員会
- 八 厚生委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 通商産業委員会
- 十二 運輸委員会
- 十三 郵政委員会
- 十四 電気通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 経済安定委員会

- 十八 予算委員会
- 十九 決算委員会
- 二十 議院運営委員会
- 二十一 懲罰委員会
- 二十二 図書館運営委員会

両議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、両院法規委員会の勧告があつたとき又は特に必要があると認めたときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員会を併合することができる。この場合その委員会は、両院ともに同じでなければならぬ。

(第6回臨時国会法の一部を改正する法律(昭和24年法律第221号)により改正(昭和24年10月26日公布))

(理由) 各省設置法の施行に伴い、これに対応せしめるため、常任委員会の数及び名称を改めた。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願、陳情書等を審査する。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 経済安定委員会
- 五 法務委員会
- 六 外務委員会
- 七 大蔵委員会
- 八 文部委員会
- 九 厚生委員会
- 十 商工委員会
- 十一 農林委員会
- 十二 水産委員会
- 十三 運輸委員会
- 十四 通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会
- 二十一 図書館運営委員会

両議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、両院法規委員会の勧告があつたとき又は特に必要があると認めたときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める

各常任委員会を併合することができる。この場合その委員会は、両院ともに同じでなければならない。

(第三回臨時会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第214号)により改正(昭和23年10月11日公布))

(理由)「行政調査及び人事委員会」は、その所管事項が多過ぎ、かつ公務員制度はきわめて重要であるので、同委員会は「内閣委員会」と「人事委員会」とに分けることにした。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願、陳情書等を審査する。

一 行政調査及び人事委員会

二 地方行政委員会

三 経済安定委員会

四 法務委員会

五 外務委員会

六 大蔵委員会

七 文部委員会

八 厚生委員会

九 商工委員会

十 農林委員会

十一 水産委員会

十二 運輸委員会

十三 通信委員会

十四 労働委員会

十五 建設委員会

十六 予算委員会

十七 決算委員会

十八 議院運営委員会

十九 懲罰委員会

二十 図書館運営委員会

両議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、両院法規委員会の勧告があつたとき又は特に必要があると認めたときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員会を併合することができる。この場合その委員会は、両院ともに同じでなければならない。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布、第3回国会召集日から施行))

(理由) 常任委員会について、従来事項別に設けていたのを改め、原則として各省別に設けることにし、内閣関係は所管事項が多いので四つの委員会に分け、予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営の各委員会は従来通りとした。また、両院法規委員会の勧告があつたときのほか、国の行政機関の設置廃止その他特に必要が

ある場合にも、常任委員会を新設又は併合できることにし、この場合その委員会は両議院同一でなければならぬことを規定した。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

一 外務委員会

二 治安及び地方制度委員会

三 國土計画委員会

四 司法委員会

五 文教委員会

六 文化委員会

七 厚生委員会

八 労働委員会

九 農林委員会

十 水産委員会

十一 商業委員会

十二 鉱工業委員会

十三 電気委員会

十四 運輸及び交通委員会

十五 通信委員会

十六 財政及び金融委員会

十七 予算委員会

十八 決算委員会

十九 議院運営委員会

二十 図書館運営委員会

二十一 懲罰委員会

各議院は、両院法規委員会の勧告に基づいて、前項各号の常任委員会を増減し又は併合することができる。

(理由) 第一項は、常任委員会の権限とその種類を規定したものである。権限については、議案、請願、陳情書等を審査することになっており、この「議案」のうちには、法律案は勿論のこと決議案等も入る。予算は、予算委員会が別に設けられている関係上、他の委員会の権限に属さない。種類については、二十一種類を決定したが、これは両議院の常任委員会の種類が異なることが制度上好ましいからである。その所管については、規則に譲った。

第二項は、原案では、「各議院において必要と認めたときは、前項各号以外の常任委員会を設けることができる。」とあったのを、貴族院において、常任委員会を増減もできれば併合もできる方が議院の運営上便宜であろうという点及びこの常任委員会の増減併合を両院が連絡なしにするのはどうかという点を考慮して、両院法規委員会の勧告に基づいて増減併合し得ることに修正した。

第四十三条 常任委員会には、専門の知識を有する職員(これを専門員という)及び調査員を置くことができる。

(第31回常会国会職員法等の一部を改正する法律(昭和34年法律第70号)により改正(昭和34年3月31日公布)

(理由) 国会職員法の一部改正により、国会職員の参事、主事及び常任委員会調査員、同調査主事の区別を廃止して、参事及び常任委員会調査員としたことに伴い、「調査主事」を削除した。

第四十三条 常任委員会には、専門の知識を有する職員(これを専門員という)、調査員及び調査主事を置くことができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 各常任委員会には、少なくとも二人の専門員を常置することになっていたのを改め、専門員を「置くことができる」とすることにした。

第四十三条 各常任委員会には、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員(これを専門員という)、調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門員は、相当額の報酬を受ける。

(第6回臨時会国会法の一部を改正する法律(昭和24年法律第221号)により改正(昭和24年10月26日公布))

(理由) 国会職員は従来特別職であったが、これが一般職に改められた結果、専門員に関する規定を整理する必要があるので、第二項を改正し第三項を削除した。

第四十三条 各常任委員会には、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員(これを専門員といふ)、調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門員は、その職を辞した後一年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 各常任委員会の専門調査員について、その名称を専門員と変更し、辞職後の行政各部への就職禁止期間を二年から一年に短縮し、また、その下に調査員を置いて調査担当者の不足を補うことにした。

第四十三条 各常任委員会には、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員(これを専門調査員といふ)及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。

専門調査員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門調査員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

(理由) 各常任委員会には、不必要と認められるものを除き、その常任委員会に属する各種の調査研究に従事して委員の仕事を援助するため、専門的知識を有する職員を少なくとも二名置くことにした。この専門調査員には、相当額の報酬を与えるとともに、常任委員会の仕事に専念させるため他の職務を兼ねることを禁止し、またその地位を濫用することができないように辞職後二年間は行政各部においていかなる職務にもつくことができないことにした。

なお、原案では、「専門的職員」とあったが、貴族院において、字義を明確にするために、「専門調査員」と修正した。

第四十四条 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

(理由) 委員会の審査能率を高めるため、一の議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して、合同して審査会を開き得ることにした。

第四十五条 各議院は、その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。

特別委員は、議院において選任し、その委員会に付託された案件がその院で議決されるまで、その任にあるものとする。

特別委員長は、委員会においてその委員がこれを互選する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 特別委員会の活用の範囲を拡げるため、「その院において、特に必要があると認めた案件」の審査のためにもこれを設けることができる旨を明記した。なお、本条以下本法中において「事件」とあったのをすべて「案件」に改めることにした。

第四十五条 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件がその院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

(理由) 特別委員会は、いずれの常任委員会の所管にも属さない事項、たとえば、皇室関係の案件、選挙法等を審査する場合に、これを設けることにし、その委員の選任等について規定した。また、特別委員長は、従来通りその委員がこれを互選することにした。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第四十一条と第四十二条を入れ換えたこと等に伴う字句の整理である。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

前項により委員が選任された後、各派の所属議員数に異動があつたため、委員の各派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十一条第一項の規定にかかわらず議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 委員選任後、各派の所属議員数の異動により必要が生じたときは、議長は議院運営委員会の議を経て委員を変更し得ることにした。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

(理由) 常任委員及び特別委員の割当について、従来からの方針を成文化したものである。

第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件（懲罰事犯の件を含む。）については、閉会中もなお、これを審査することができる。

前項の規定により懲罰事犯の件を閉会中審査する場合においては、その会期中に生じた事犯にかかるものでなければならない。

第二項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

（第 28 回常会国会法等の一部を改正する法律（昭和 33 年法律第 65 号）により改正（昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行））

(理由) 懲罰事犯の件についても、院議により閉会中審査に付し得ることにした。

第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

前項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

（第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

(理由) 字句を整理するとともに、閉会中審査するに決した案件を、他の議院及び内閣に通知すべきことを明らかに規定した。

第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された事件を審査する。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

(理由) 常任委員会及び特別委員会は、原則として、会期中に限り活動することにし、各議院で特に議決された事件については、閉会中もこれを審査し得ることにした。年来唱えられていた常置委員会に代るものとして、閉会中の活動を認めたものである。

第四十八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(理由) 貴族院規則第十八条及び旧衆議院規則第二十九条の規定に相当するものであるが、委員長の権限として法律に規定するのが適当であると考えられるので、本条を設けた。

第四十九条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(理由) 議院法第二十二条の規定に相当するものであり、委員会の定足数について規定した。

第五十条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(理由) 貴族院規則第二十条第一項及び旧衆議院規則第三十条の規定に相当するものであるが、委員会の議決に関する問題であり、法律に規定するのが適当と考えられるので、本条を設けた。

第五十条の二 委員会は、その所管に属する事項に関し、法律案を提出することができる。

前項の法律案については、委員長をもつて提出者とする。

第21回常会国会法の一部を改正する法律（昭和30年法律第3号）により改正（昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行）

（理由）衆議院規則第四十二条の規定を引き上げて国会法で規定する旨にした。

第五十一条 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聞くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならぬ。但し、すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。

（第21回常会国会法の一部を改正する法律（昭和30年法律第3号）により改正（昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行））

（理由）既に公聴会を開いた案件と同一の内容の案件については、再びこれを開かなくともよいことにした。

第五十一条 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聞くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

（理由）国民一般に大なる影響を及ぼすものその他の重要な議案について、利害関係者又は学識経験者等の意見を聞く必要があるときに、委員会が公聴会を開きその意見を聞く方法を講じ、また、総予算及び重要な歳入法案については、公聴会を必ず開くことにした。重要な歳入法案とは、主として増税法案のような相当重要性のあるものを意味する。

なお、第二項は、原案では、「予算及び……」とあったが、貴族院において、小さな補正予算についてまでも必ず公聴会を開くことに対する運営上どうかという点から、「総予算及び……」と修正した。

第五十二条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他者で委員長の許可を得た者については、この限りでない。

委員会は、その決議により秘密会とすることができます。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができます。

（第21回常会国会法の一部を改正する法律（昭和30年法律第3号）により改正（昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行））

（理由）委員会運営の実情にかんがみ、従来の制限公開主義を改めて非公開を原則とすることにし、ただ報道関係者その他で委員長の許可を得た者は傍聴できることにした。

第五十二条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができます。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができます。

（理由）委員会は、両議院の議院のほか、新たに一般の公衆がこれを傍聴し得ることにしたが、場所的な制限があるので、委員長の許可を得た者だけが傍聴できる建前とした。しかし、委員会において、特に必要があるときには、その決議によって秘密会とすることができます、また、傍聴人が騒がしいような場合には、委員会の秩序を保持するために、委員長が傍聴人の退場を命じ得ることにした。

第五十三条 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

(理由) 議院法第二十四条の規定に相当するものであり、委員長が議院の会議において口頭で報告する報告について規定したものであって、いわゆる委員会の報告書については規則に譲った。

第五十四条 委員会において廃棄された少数意見で、出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、委員長の報告に次いで、少数意見者がこれを議院に報告することができる。この場合においては、少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を議長に提出しなければならない。

議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

第一項後段の報告書は、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 少数意見の報告について、一定の賛成者を必要とすることに改め、議長に提出する少数意見書は、賛成者と連名ですべきことにした。

第五十四条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

(理由) 少数意見に関する規定であるが、貴族院規則第四十八条及び旧衆議院規則第五十九条の規定とは異なり、ただ一人の少数意見者でも、その意見を議院の会議に報告し得るようにし、議事の進捗上、議長は、この少数意見の報告について時間を制限できることにした。また、少数意見の報告書は、簡明なものを作成させ、これを委員会の報告書とともに会議録に掲載することにした。

第五章の二 参議院の調査会

第五十四条の二 参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。

(第 104 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 61 年法律第 68 号)により改正(昭和 61 年 5 月 26 日公布、第 105 回国会召集日から施行))

(理由) 参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができることとし、この調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続すること、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めることとした。

第五十四条の三 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする。

調査会の委員は、各会派の所属委員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選する。

(第 104 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 61 年法律第 68 号)により改正(昭和 61 年 5 月 26 日公布、第 105 回国会召集日から施行))

(理由) 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとし、また、調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選することとした。調査会の委員の変更に関する第三項は、第四十六条と同趣旨である。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第一百四条、第一百五条、第一百二十条、第一百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

(第 145 回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号) 第 2 条による改正(第 146 回国会召集の日(平成 11 年 10 月 29 日)から施行))

(理由) 規定整理。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第一百四条、第一百五条、第一百二十条、第一百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

(第 141 回(臨時)国会 国会法等の一部を改正する法律(平成 9 年 12 月 19 日法律第 126 号) 第 1 条による改正(次の常会(第 142 回国会)召集の日(平成 10 年 1 月 12 日)から施行))

(理由) 特定事項の会計検査の要請規定を設けたことに伴う整理。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第一百四条、第一百二十条、第一百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

(第 104 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 61 年法律第 68 号)により改正(昭和 61 年 5 月 26 日公布、第 105 回国会召集日から施行))

(理由) 調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用することとした。

第六章 会議

第五十五条 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

(第 2 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 23 年法律第 87 号)により改正(昭和 23 年 7 月 5 日公布))

(理由) 緊急の必要がある場合に、議事日程を作成しないで会議を開くことは、先例によって行われていたが、これを成文化したものである。

第五十五条 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

(理由) 議院法第二十六条第一項の規定に相当するものである。議事日程の順序については、従来は政府提出案を先にすることになっていたが、今後は、議長がこれを定めることになる。

第五十五条の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができる。この場合において、その意見が一致しないときは、議長が、これを裁定することができる。

議長は、議事協議会の主宰を議院運営委員長に委任することができる。

議長は、会期中であると閉会中であるとを問わず、何時でも議事協議会を開くことができる。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 従来の議院運営小委員協議会の運営の実情にかんがみ、その能率化をはかるため、この制度を改め、新たに議事協議会を設けることにし、その構成等について規定した。

第五十五条の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員会が選任する小委員と協議することができる。但し、議長は、小委員の意見が一致しないときは、これに拘束されない。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 従来先例によって行われてきた各派交渉会にかえて、今後議長は、議院運営委員会が選任する小委員と、議事の順序その他必要と認める事項について協議するこにした。

第五十六条 議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適当の委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、発議者又は提出者の要求に基づき、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第一項は、従来議案を発議するには賛成者を要しなかったのを改め、衆議院においては二十人以上、参議院においては十人以上の賛成者を要することにし、特に予算を伴う法律案の場合は、衆議院においては五十人以上、参議院においては二十人以上の賛成者を要することにした。

第二項は、委員会の審査を省略するには、発議者又は提出者の要求に基づくべきことを明らかに規定した。

第五十六条 すべて議員は、議案を発議することができる。

議案が発議又は提出されたときは、議長は、これを適当な委員会に付託し、その審査を経て会議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、これを会議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

(理由) 第一項は、議員の発議権についてなんらの条件を付さないことにした。すなわち、従来は、法律案及び決議案については二十人以上、建議案については三十人以上の賛成を要したのであるが、すべて賛成者を要しないことになる。

第二項は、議案が議院から発議されたとき、又は内閣若しくは他の議院から提出されたときは、議長はこれを適当な委員会に付託して、その審査を経た後に、議院の会議に付することにした。通常は常任委員会に付託するが、もし常任委員会で適当なものがなければ、院議により特別委員会を設けてこれを付託することもできる。しかし、特に緊急を要する議案、すなわち不信任決議案等は、委員会に付託せず議院の議決により直ちに議院の会議で審査できることにした。

第三項は、委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、その決定の日から七日以内に議員二十人以上の要求がなければ、これを議院の会議には付さないことにし、第四項において、この場合は廃案となる旨を明記した。

第五項は、貴族院の修正において新たに加えられたものであり、一の議院の議決を経た議案は、他の議院の委員会限りで廃案にするのは適当でないので、前二項を適用しないことにした。

第五十六条の二 各議院に発議又は提出された議案につき、議院運営委員会が特にその必要を認めた場合は、議院の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取することができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 読会制度が廃止されて議院の会議で議案の趣旨弁明が行われなくなり、議案の内容について全議員が周知する機会が失われたので、第一回国会においては、院議によりその趣旨の説明を聴取したことあったが、新たに趣旨説明に関して規定を設け、議院運営委員会の決定があったときには、議院の会議においてこれを聴取することができることにした。

第五十六条の三 各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限を附けた場合、その期限内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 字句を整理した。

第五十六条の三 各議院は、委員会の審査中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限を附けた場合、その期限内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 議院が委員会において審査中の事件について中間報告を求める旨の規定は、従来衆議院規則及び参議院規則のうちにあつたが、重要事項であるので、これを国会法で規定することにした。しかして、中間報告があつた事件については、議院は委員会の審査に期限を附け得るばかりでなく、議院の会議において直ちに審議することもできることにし、また期限を附けてその期間内に審査を終らなかつた場合も議院の会議で審議し得ることにした。

第五十六条の四 各議院は、他の議院から送付又は提出された議案と同一の議案を審議することができない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 同一の内容の議案が相互に他の議院に送付されると、両者が競合して種々の問題を生じるので、これを防ぐため、他の議院から議案の送付又は提出を受けたときには、同一内容の案について既に審議していた場合においても、他の議院から受け取った議案について審議すべきことにした。

第五十七条 議案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、法律案に対する修正の動議で、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

第五十七条 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

(理由) 議案に対する修正の動議は、二十人以上の賛成がなければ議題とできないことにした。従って、修正案の提出には二十人以上の賛成を要することになる。

第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第五十六条を改正して議案を発議する場合に賛成者を要することにしたのに伴い、予算以外の議案に対する修正の動議を議院の会議において議題とするに要する賛成者の数を改めた。

第五十七条の二 予算につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第五十六条の改正に伴い、予算に対する修正動議を議院の会議において議題とするに要する賛成者の数を規定した。

第五十七条の三 各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 予算を増額修正する場合等には、政府に財政上の意見を述べるべきこととした。

第五十八条 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その日から五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 予備審査のための送付が、提出の「翌日以後」と規定されていたため、会期末等急を要する場合には間に合わないので、提出の日から送付できることに改め、一日早く予備審査ができるようにした。

第五十八条 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

(理由) 議案審査の能率向上を図るために、内閣が一の議院に議案を提出したときには、予備審査のために同一の案を他の議院に送付することにした。原案では、先議、後議の観念をはっきりさせるために「……、その翌日以後」送付すべきことになっていたが、貴族院において、さらになるべく早目にという意味で「……、その翌日以後五日以内に」送付すべきことに修正した。

第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 一の議院で議決した後は、内閣は、議案を修正し、又は撤回することができない旨を明らかにした。

第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。

(理由) 従来は、議院法第三十条の規定により、政府はいつでも議案を修正し又は撤回することができたが、今後は、各議院の会議又は委員会にかかったものについては、その議院の承諾がなければ修正、撤回できないことにした。

第六十条 各議院が提出した議案については、その委員長(その代理者を含む)又は発議者は、他の議院において、提案の(理由)を説明することができる。

(理由) 甲議院で可決された議員発議の法律案が乙議院で議題となつたとき、甲議院の発議者又はその審査に当たった人を乙議院に出席せしめて、その法案の説明をさせるようにした。「その委員長」とは、その審査に当たった委員長の意味であり、「他の議院において」とは、議院の会議及び委員会を含めてのことであり、また、「提案の(理由)を説明する」のうちには質疑に答えることも含まれる。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 異議の申し立てには、討論を用いないのが例であるのでこれを明らかに規定した。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、議院に諮らなければならない。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 議長の発言時間の制限については、従来異議の申立ができなかつたのであるが、今後は出席議員の五分の一以上からこれをすることができることにした。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

(理由) 第一項は、従来各派交渉会の申合せによって発言時間を制限したのであるが、今後国会の審査事項が増加する事が予想されるので、議長に発言時間を制限する権限を与えた。しかし、議院の会議で特に議決があつた場合には、その議決に従うわけである。

第二項は、時間制限のために発言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内で会議録に掲載することにした。この場合においても、議院の会議で特に議決があつたときには、その議決に従う。

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

(理由) 憲法第五十七条第一項但書の、出席議員の三分の二以上の議決があつたときには議院の会議を秘密会とすることができる旨の規定を受けて、秘密会とする場合の発議者について規定した。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

(理由) 憲法第五十七条第二項の規定を受けて、秘密会の記録のうちで特に秘密を要すると認定する場合には、その議院の議決によるべきことを明らかにした。

第六十四条 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。

(理由) 内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときには、国会は直ちにその後任者の指名を行わねばならないので、その場合内閣は直ちに両議院に通知すべきことを規定し、議院が指名議決を行う動機を与えることにした。

第六十五条 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合にはその院の議長から、衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 従来国会の議決を要する議案については、最後の議決があつた場合等には、すべて衆議院議長から奏上又は内閣に送付していたが、今後は、参議院において最後の議決があつた場合には、参議院議長からこれをするに改めた。

第六十五条 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

(理由) 従来は後議の議院の議長から奏上の手続きをとることになっていたが、今後はすべて衆議院議長から、「公布を要するもの」については内閣を経由して奏上し、予算その他公布を要しないものは内閣に送付することにした。参議院が後議の場合において同院が議決したときは、第八十三条の規定により、参議院から衆議院にその旨を通知することになっている。また、内閣総理大臣の指名についての奏上は衆議院議長からこれをするに改めた。

第六十六条 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

(理由) 法律の公布の期限を規定した。

第六十七条 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

(理由) 憲法第九十五条の規定を受けて、特別法の制定の手続きを具体的に規定した。同条の規定によれば、地方公共団体の住民の投票が国会の議決よりさきのように思われるが、そのようにすると、国会において修正の必要がある場合等面倒な問題が起こるので、まず国会の議決を経てしかる後に地方公共団体の一般投票に付する方法をとることにした。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 閉会中審査した懲罰事犯の件は、議案と同様に後会に継続することにした。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項により閉会中審査した議案は、後会に継続する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 後会に継続する閉会中審査した案件のうち、議案のみに限る旨を明らかに規定した。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の場合は、この限りでない。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 案件不継続の原則に対する例外規定を設け、特に議院から命ぜられて委員会が閉会中審査した案件については、次の会期に継続することにした。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

(理由) いわゆる案件不継続の原則を明らかにした。

第六章の二 日本国憲法の改正の発議

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案の提出要件を規定し、憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとした。

第六十八条の二 議院が日本国憲法の改正案(以下「憲法改正案」という。)の原案(以下「憲法改正原案」という。)を発議するには、第五十六条第一項の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案の提出要件を規定した。

第六十八条の三 前条の憲法改正原案の発議にあたつては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案の提出要件を規定し、憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとした。

第六十八条の四 憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、第五十七条の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案の提出要件を規定した。

第六十八条の五 憲法改正原案について国会において最後の可決があつた場合には、その可決をもつて、国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）の発議をし、国民に提案したものとする。この場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示する。

憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

（第 166 回国会　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）第 151 条による改正（公布の日以後初めて召集される国会（第 167 回国会）召集の日（平成 19 年 8 月 7 日）から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して 3 年を経過した日（平成 22 年 5 月 18 日）の前日までの間は、適用しない。））

（理由）　憲法改正原案の提出要件を規定した。

第六十八条の六 憲法改正の発議に係る国民投票の期日は、当該発議後速やかに、国会の議決でこれを定める。

（第 166 回国会　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）第 151 条による改正（公布の日以後初めて召集される国会（第 167 回国会）召集の日（平成 19 年 8 月 7 日）から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して 3 年を経過した日（平成 22 年 5 月 18 日）の前日までの間は、適用しない。））

（理由）　憲法改正原案の提出要件を規定した。

第七章 国務大臣等の出席

（第 145 回国会　国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）第 2 条による改正（第 146 回国会召集の日（平成 11 年 10 月 29 日）から施行））

（理由）　政府委員制度を廃止することとしたための改正。

第七章 国務大臣及び政府委員

第六十九条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

（第 145 回国会　国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）第 4 条による改正（内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 88 号）施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行））

（理由）　規定整理。

第六十九条 内閣官房副長官及び政務次官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号) 第2条による改正(第146回国会召集の日(平成11年10月29日)から施行))

(理由) 国会における政府委員制度を廃止することにし、政務次官等は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議または委員会に出席することができることにした。また、内閣は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議または委員会に出席することができるにした。

第六十九条 内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

(理由) 内閣が政府委員を任命する場合には、両議院の議長の承認を必要とすることにした。

第七十条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号) 第4条による改正(内閣法の一部を改正する法律(平成11年7月16日法律第88号)施行の日(平成13年1月6日)から施行))

(理由) 規定整理。

第七十条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号) 第2条による改正(第146回国会召集の日(平成11年10月29日)から施行))

(理由) 規定整理。

第七十条 国務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

(理由) 従来は国務大臣及び政府委員は何時でも発言し得ることになっていたが、今後はその会議の主宰者である議長又は委員長に通告して発言の機会を得なければならないことにした。

第七十一条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号) 第4条による改正(内閣法の一部を改正する法律(平成11年7月16日法律第88号)施行の日(平成13年1月6日)から施行))

(理由) 規定整理。

第七十一条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号) 第2条による改正(第146回国会召集の日(平成11年10月29日)から施行))

(理由) 規定整理。

第七十一条 委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

(理由) 従来は委員会は政府委員の出席を求め得ることになっていたが、今後は国務大臣の出席をも求めることができることを明らかにした。

第七十二条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 字句の整理及び新しく第二項を設け、委員会における裁判所関係の予算等の審議の際、最高裁判所当局が委員会の承認を得て出席説明し得ることにした。

第七十二条 委員会は、議長を経由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることができる。

(理由) 従来決算委員会において検査官の出席説明を求め得なかつたが、今後は決算審議の参考にするためこれを求めることができることにした。

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人に送付する。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号)第4条による改正(内閣法の一部を改正する法律(平成11年7月16日法律第88号)施行の日(平成13年1月6日)から施行))

(理由) 規定整理。

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人に送付する。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号)第2条による改正(第146回国会召集の日(平成11年10月29日)から施行))

(理由) 規定整理。

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 「議院の会議」とあるのに合わせて、「委員会の会議」に改めた。

第七十三条 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国務大臣及び政府委員に送付する。

(理由) 議院法第四十七条の規定に相当するものであり、「議院の会議及び委員会に関する報告」の中には議事日程あるいは委員会の開会予定も含まれる。

第八章 質問

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 自由討議の制度を廃止することにしたので章名を改めた。

第八章 質問及び自由討議

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならぬ。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 異議の申し立てには、討論を用いないのが例であるので、これを明らかに規定するとともに、必要な字句の整理を行った。

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならぬ。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

(理由) 従来質問は三十人以上の賛成が必要であったが、今後は賛成者は不必要とし、議長の承認を要することにした。議長の承認しなかつた質問について質問者が異議の申立をしたときには、議院の会議において承認するか否かを決することにし、また議長が承認しなかつた質問で異議の申立のなかつたもの及び議院が承認しなかつた質問については、要求があれば、議長はその主意書を会議録に掲載することにした。

第七十五条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 質問主意書に対し、政府が七日以内に答弁し得ないときは、答弁できる期限を明示すべきことにした。

第七十五条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁しないときは、理由を明示することを要する。

(理由) 承認された質問については、議長は従来どおりその主意書を内閣に転送するのであるが、今後は、内閣がそれを受取つた日から七日以内に答弁すべきことにし、七日以内に答弁をしないときにはその(理由)を明らかにすべきことにした。

第七十六条 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

(理由) 従来先例によって認められていた緊急質問について、明文の規定を設けた。

第七十七条 削除

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 実益のない規定であるので削除した。

第七十七条 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

(理由) 質問に対する内閣の答弁が不満足であるような場合、議員の動議により、これを討論に付し、また表決にも付し得ることにした。

第七十八条 削除

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 自由討議は、過去の実情にかんがみ、その必要が認められないで、これを廃止することにした。

第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少くとも、三週間に一回その会議を開くことを要する。但し、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りではない。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があった場合を除いては、議長がこれを定める。

(第6回臨時国会法の一部を改正する法律(昭和24年法律第221号)により改正(昭和24年10月26日公布))

(理由) 自由討議は三週間に一回開くことになっているが、議院運営委員会においてやむを得ない事由があると認めた場合には、これに従うことを要しないことにした。

第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少くとも、三週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があった場合を除いては、議長がこれを定める。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 自由討議は、二週間に一回開くことになっていたのを、三週間に一回開くことに改めた。

第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少くとも、二週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があった場合を除いては、議長がこれを定める。

(理由) 議員に政党の政綱、個人の意見、政府に対する質問等自由に発言させるために、自由討議の制度を設け、二週間に一回は必ずその会議を開くべきことにした。また、自由討議においては、なるべく多くの議員に発言の機会を与えるため、特に院議で議決がない限りは、議長がその発言の時間を定め得ることにした。

第九章 請願

第七十九条 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

(理由) 議院法第六十二条の規定に相当するものであり、請願書の提出について規定した。

第八十条 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。

但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

(理由) 第一項は、議院法第六十三条第一項の規定に相当する。請願の取扱いについては、請願委員会の制度がなくなつて、所管の常任委員会で審査することになったが、各常任委員会における取扱いは、従来の請願委員会におけるものと変わりはない。

第二項は、委員会において議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、議員二十人以上の要求がなければこれを議院の会議に付さないことにした。

第八十一条 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

(理由) 請願の内閣への送付に関して規定した。

第八十二条 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。

(理由) 議院法第七十一条の規定に相当するものであり、請願は各議院が各別に受けることを規定した。

第十章 両議院関係

第八十三条 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

(理由) 国会の議決を要する議案に関する両議院間の交渉について、一般的な規定を設けた。

第八十三条の二 参議院は、法律案について、衆議院の送付案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めるときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを衆議院に送付する。衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第一項及び第二項は、法律案について、衆議院が両院協議会を求め、又は再議決することができる場合には、常にその議案を保持している必要があるので、これらの場合に議案が参議院にあるときには、参議院はその議案を衆議院に返付すべきことを規定した。

第三項は、予算及び条約について、両院協議会を開かなければならない場合には、これを請求すべき議院に原案を返付すべきことを規定した。

第八十三条の三 衆議院は、日本国憲法第五十九条第四項の規定により、参議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。

衆議院は、予算及び条約について、日本国憲法第六十条第二項又は、第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となったときは、その旨を参議院に通知する。

前二項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案を衆議院に返付する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 第一項は、法律案について、衆議院が参議院においてこれを否決したとみなす議決をした場合には、その旨を参議院に通知すべきことを規定し、この場合衆議院は両院協議会を求め又は再議決することができるので、第三項において、参議院はその議案を衆議院に返付すべきことを規定した。

第二項は、予算及び条約について、衆議院の議決が国会の議決となった場合には、衆議院は、その旨を参議院に通知すべきことを規定し、この場合衆議院議長から内閣に議案を送付することになっているので、第三項において、参議院は、直ちに議案を衆議院に返付すべきことを規定した。

第八十三条の四 憲法改正原案について、甲議院の送付案を乙議院が否決したときは、その議案を甲議院に返付する。

憲法改正原案について、甲議院は、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めるときは、その議案を乙議院に返付する。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案の提出要件を規定した。

第八十三条の五 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第八十三条による。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 第八十三条の四を第八十三条の五に繰り下げた。

第八十三条の四 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第八十三条による。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 従来から行われている先例を成文化したものである。

第八十四条 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかかわらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

(理由) 第一項は、法律案について衆議院が両院協議会を求める事のできる場合を規定した。すなわち、衆議院先議の法律案について衆議院が参議院の回付案に同意しなかつたとき及び参議院が衆議院の送付案を否決したとき、並びに参議院先議の法律案について参議院が衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院から両院協議会を求め得ることにした。この場合には、第八十八条の規定によって、参議院はこれを拒むことはできない。

第二項は、貴族院の修正において新たに加えられたものであり、参議院は、両院協議会を求める事ができるにし、この場合においても衆議院は憲法第五十九条第二項の再議決の権限を行使し得るのであるから、この権限との関係上、衆議院は、参議院からの両院協議会の請求を拒み得ることにした。

第八十五条 予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の条約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

(理由) 憲法第六十条第二項及び第六十一条の規定を受けて、予算及び条約について両院協議会を開く場合には、予算については衆議院が、条約については先議の議院がそれぞれこれを求めるべきことを規定した。

第八十六条 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

(理由) 内閣総理大臣の指名についての両議院の関係を規定したものであり、指名の議決をしたときは相互に通知することにした。また、両議院の議決が一致しないときは、参議院から両院協議会を求めねばならぬことにしたが、これは内閣総理大臣の指名について衆議院議長から奏上することになっているからである。

第八十六条の二 憲法改正原案について、甲議院において乙議院の回付案に同意しなかつたとき、又は乙議院において甲議院の回付案を否決したときは、甲議院は、両院協議会を求める事ができる。

憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、両院協議会を求める事ができる。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案について、独立して各々が同等の権利を持つ両院の関係にかんがみ、最後の調整の手段として両院協議会を設けることとした。

第八十七条 法律案、予算、条約及び憲法改正原案を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

(第 166 回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号) 第 151 条による改
正 (公布の日以後初めて召集される国会 (第 167 回国会) 召集の日 (平成 19 年 8 月 7 日) から施行、ただし、
憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して 3 年を経過した日 (平成 22 年 5 月 18 日) の
前日までの間は、適用しない。))

(理由) 憲法改正原案の返付及び両院協議会に係る規定が設けられたので、字句を追加した。

**第八十七条 法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先
議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。**

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、
第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 法律案、予算及び条約を除く国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同
意しない場合は、先議の議院は両院協議会を求め得るので、後議の議院は、その案件を先議の議院に返付す
べきものとするとともに、必要な字句の整理を行った。

**第八十七条 前三条に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について、後議の議院が先
議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。**

(理由) 法律、予算、条約及び内閣総理大臣の指名以外に、国会の議決を要する事件についての両院協議会の
求め方を規定した。たとえば、憲法第八条の規定による議決案等についてである。

**第八十八条 第八十四条第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたと
きは、他の議院は、これを拒むことができない。**

(理由) 議院法第五十五条第二項の規定に相当するものであり、原案では、「一の議院から両院協議会を求
められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。」とあったのを、貴族院において、第八十四条に第
二項を加えた結果、当然同項但書の場合を除外することに修正した。

第八十九条 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

(理由) 両院協議会の委員の数を法定したものである。従来は、議院法二十人以下の同数とすべき旨の規定が
あり、両院協議会規程によりその都度協議会を求める議院がこれを決定することになっていたが、先例はすべ
て十人ずつであったのでこれを成文化した。

**第九十条 両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会更代
してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。**

(理由) 議院法第六十条の規定に相当するものであり、両院協議会の議長の選任について規定した。

**第九十一条 両院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開
き議決することができない。**

(理由) 両院協議会における定足数を法定した。

第九十一条の二 協議員が、正当な理由がなくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があつてもなお出席しないときは、その協議委員の属する議院の議長は、当該協議委員は辞任したものとみなす。

前項の場合において、その協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならぬ。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 両院協議会は、各議院の協議委員が、おのおの三分の二以上出席しなければ開会できないものであるから、定足数不足により開会不能となることを避けるために、協議委員が故意に出席しない場合に対処するための規定を設けた。

第九十二条 両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理由) 両院協議会においては、成案の決定については三分の二以上の多数で議決すべきものとし、その他は過半数で決することにした。

なお、第一項は、原案では、「両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。」とあつたのを、貴族院において、全会一致では協議会自体がまとまらない可能性が多いとの(理由)で、三分の二以上の多数で成案を決定し得ることに修正した。

第九十三条 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

(理由) 第一項は議院法第五十六条第一項後段の規定、第二項は同条第二項の規定に相当するものであり、両院協議会の成案を審議する順序及び成案については修正が許されないことを規定した。

第九十四条 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

(理由) 両院協議会において成案を得なかつたとき、すなわち両議院の意見の一致しなかつたときには、各議院の協議委員議長はその旨を議院に報告すべきこととした。

第九十五条 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

(理由) 各議院の議長の両院協議会への出席発言権について規定した。

第九十六条 両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

(第 145 回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号)第 4 条による改正(内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年 7 月 16 日法律第 88 号)施行の日(平成 13 年 1 月 6 日)から施行))

(理由) 規定整理。

第九十六条 両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

(第 145 回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号) 第 2 条による改正(第 146 回国会召集の日(平成 11 年 10 月 29 日)から施行))

(理由) 規定整理。

第九十六条 両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

(理由) 従来国務大臣及び政府委員は両院協議会に任意に出席して意見を述べることができたが、今後は両院協議会から要求したときに限り出席し得ることにした。

第九十七条 両院協議会は、傍聴を許さない。

議院法第五十八条の規定に相当するものであり、両院協議会は傍聴できないことを規定した。

第九十八条 この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

(理由) 両院協議会に関する大綱は、以上の条文によって規定されているが、これ以外の必要事項については、両議院の議決によって規程を設けることにした。

第十一章 参議院の緊急集会

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 両院法規委員会は、第十四回国会以来一度も開会されず、その必要性が認められないのでこれを廃止し、本章には、参議院の緊急集会に関して従来国会法及び参議院緊急集会規則中に規定されていた事項、先例により行われていた事項その他必要な規程をまとめておくことにした。

第十一章 両院法規委員会

第九十九条 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会の請求についての従来の国会法第四条の規定を移すとともに、内閣総理大臣が参議院議長に請求するときには案件を示すべきことにし、また、参議院緊急集会規則第一条の緊急集会の請求の通知及び議員の集会に関する規定を加えた。

第九十九条 両院法規委員会は、左の各号の事項を処理する。

- 一 国政に関し問題となるべき事案を指摘して、両議院に勧告する。**
- 二 新立法の提案又は現行の法律及び政令に関して、両議院に勧告する。**
- 三 国会関係法規を調査研究して、その改正につき両議院に勧告する。**

両院法規委員会は、毎会期終了前に、前項に掲げた事項についての報告書を、両議院の議長に提出しなければならない。

(第 2 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 23 年法律第 87 号)により改正(昭和 23 年 7 月 5 日公布))

(理由) 両院法規委員会の権限について、内閣に対する勧告を廃止し、両議院に対して勧告する事項を明確にするとともに、毎会期両議院の議長に報告することにした。

第九十九条 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令について勧告し、且つ、国会関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。

(理由) 両院法規委員会は、新たに設けた制度であり、その任務は、公正な立場から、両議院及び内閣に対して新立法の提案、現行法令の改廃について勧告し、かつ国会法、議院規則等を調査研究し、両議院に対してその改正について勧告することである。

第一百条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前までに、参議院議長に、令状の写しを添えてその氏名を通知しなければならない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員について、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 第三十四条の二の改正に伴い、参議院の緊急集会中に、集会前に逮捕された参議院議員の勾留期間が延長された場合には、内閣は、その旨を参議院議長に通知すべきことにした。

第一百条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前までに、参議院議長に、令状の写しを添えてその氏名を通知しなければならない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会に関する議員の不逮捕特権についての従来の国会法第三十四条の規定を移すとともに、緊急集会前に逮捕された議員の釈放について、国会の会期中における場合と同様に規定した。

第一百条 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その会長には、各議院の委員において夫々互選された委員長が、毎回更代してこれに当たる。その初会の会長は、くじでこれを定める。

委員の任期は、議員としての任期による。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 両院法規委員会の委員長は、従来委員会において互選していたのを改め、各議院の委員においてそれぞれ委員長を互選し、その委員長が毎回更代して会長の職に当たることにした。

第一百条 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

(理由) 両院法規委員会の構成について規定した。すなわち両院法規委員会は、各議院から選挙された一定数の委員で組織し、その委員長は委員会で互選することにした。

なお、原案では、参議院から選挙される委員は「五人」となっていたのを、貴族院において、両議院の議員の定数を考慮して「八人」に修正した。

第一百条 参議院の緊急集会においては、議員は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、議案を発議することができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会における議員の議案発議の制限について規定した。

第一百条 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを聞くことができない。

両院法規委員会は、会期中に限り活動するのを原則とし、両議院において特に議決した場合にのみ閉会中に開会し得ることにした。

第一百二条 参議院の緊急集会においては、請願は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、これをすることができる。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会における請願の制限について規定した。

第一百二条 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

(理由) 両院法規委員会に関しては、以上の基本的な規定を設けたが、その他の事項は、両議院の議決によってこれを定めることにした。

第一百二条の二 緊急の案件がすべて議決されたときは、議長は、緊急集会が終つたことを宣告する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院集会規則第二条の緊急集会の終了に関する規定を加えた。

第一百二条の三 参議院の緊急集会において案件が可決された場合には、参議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院集会規則第三条の緊急集会において議決された案件の奏上又は内閣への送付に関する規定を加えた。

第一百二条の四 参議院の緊急集会において採られた措置に対する衆議院の同意については、その案件を内閣から提出する。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの件の提出について従来の先例を成文化した。

第一百二条の五 第六条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号)第2条による改正(第146回国会召集の日(平成11年10月29日)から施行))

(理由) 規定整理。

第一百二条の五 第六条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。

(第108回常会国会法の一部を改正する法律(昭和62年法律第26号)により改正(昭和62年4月1日公布、昭和62年4月1日から施行))

(理由) 第三十七条を削除したことに伴い、条文を整理した。

第一百二条の五 第六条、第三十七条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会中に懲罰事犯が生じた場合には、次の国会で取り上げ得ることにした。

第一百二条の五 第六条、第三十七条、第三十八条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替えるものとする。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

(理由) 参議院の緊急集会に関して必要な読み替え規定を設けた。

第十一章の二 憲法審査会

(第 166 回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）第 151 条による改正（公布の日以後初めて召集される国会（第 167 回国会）召集の日（平成 19 年 8 月 7 日）から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して 3 年を経過した日（平成 22 年 5 月 18 日）の前日までの間は、適用しない。））

(理由) 憲法審査会設置に伴う章名の変更。

第十一章の二 憲法調査会

(第 145 回国会 国会法の一部を改正する法律（平成 11 年 8 月 4 日法律第 118 号）による改正（次の常会（第 147 回国会）召集の日（平成 12 年 1 月 20 日）から施行））

(理由) 憲法調査会として本章追加。

第一百二条の六 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

(第 166 回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）第 151 条による改正（公布の日以後初めて召集される国会（第 167 回国会）召集の日（平成 19 年 8 月 7 日）から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して 3 年を経過した日（平成 22 年 5 月 18 日）の前日までの間は、適用しない。））

(理由) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとした。

第一百二条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を設ける。

(第 145 回国会 国会法の一部を改正する法律（平成 11 年 8 月 4 日法律第 118 号）による改正（次の常会（第 147 回国会）召集の日（平成 12 年 1 月 20 日）から施行））

(理由) 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を設けることにした。

第一百二条の七 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第六十八条の三の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとした。

第百二条の八 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

前項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

前二項に定めるもののほか、第一項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとした。

第百二条の九 第五十三条、第五十四条、第五十六条第二項本文、第六十条及び第八十条の規定は憲法審査会について、第四十七条(第三項を除く。)、第五十六条第三項から第五項まで、第五十七条の三及び第七章の規定は日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

憲法審査会に付託された案件についての第六十八条の規定の適用については、同条ただし書中「第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは「憲法改正原案、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」とする。

(第166回国会 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとした。

第百二条の十 第百二条の六から前条までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

(第166回国会　日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日以後初めて召集される国会(第167回国会)召集の日(平成19年8月7日)から施行、ただし、憲法改正原案の提出及び審査に係る規定は公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)の前日までの間は、適用しない。))

(理由) 第百二条の七の字句を整理し、本条に移動した。

第一百二条の七　前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

(第145回国会　国会法の一部を改正する法律(平成11年8月4日法律第118号)による改正(次の常会(第147回国会)召集の日(平成12年1月20日)から施行))

(理由) 憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めることにした。

第十一章の三　国民投票広報協議会

第一百二条の十一　憲法改正の発議があつたときは、当該発議に係る憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設ける。

国民投票広報協議会は、前項の発議に係る国民投票に関する手続が終了するまでの間存続する。

国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

(第166回国会　日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)から施行。))

(理由) 憲法改正の発議があつたときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設けるものとした。

第一百二条の十二　前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

(第166回国会　日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)第151条による改正(公布の日から起算して3年を経過した日(平成22年5月18日)から施行。))

(理由) 国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定めることにした。

第十二章　議院と国民及び官庁との関係

第一百三条　各議院は、議案その他の審査若しくは国政に関する調査のため又は議院において必要と認めた場合に、議員を派遣することができる。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 議員を派遣する場合は、議案その他の審査と国政調査の二つに限られていたが、会議に列するために外国へ行くとき、あるいは見舞、慰問に行くとき等議院で特に必要を認めた場合には、議員を派遣し得ることに改めた。

第一百三条　各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

(理由) 従来は、議院法第七十三条の規定により、審査のために議員を派遣することはできなかつたが、今後は、憲法第六十二条の規定により国政に関する調査を行う関係上、議員を派遣し得ることにした。この場合、相手方としては受入れの義務があるわけである。

なお、「審査又は調査」とは、議案の審査又は国政の調査の意味である。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

(第141回(臨時)国会 国会法等の一部を改正する法律(平成9年12月19日法律第126号)第1条による改正(次の常会(第142回国会)召集の日(平成10年1月12日)から施行))

(理由) 各議院または各議院の委員会から、内閣または官公署に対し報告・記録の提出要求があつた場合において、内閣または官公署がその要求に応じない場合、その理由を疎明しなければならぬこととともに、その議院または委員会がその理由を受諾することができた場合には、その報告または記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができることとした。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 委員会からも内閣等に対して必要な報告、又は記録の提出を要求できることを明らかに規定した。

第百四条 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

(理由) 憲法第六十二条の規定を受けて、内閣、官公署等の報告又は記録の提出義務について規定した。「内閣、官公署その他」とは、会社及び個人をも含む。また、秘密書類であっても、その提出を求められたときは、秘密なるが故にこれを拒絶することはできない。

第百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

(第141回(臨時)国会 国会法等の一部を改正する法律(平成9年12月19日法律第126号)第1条による改正(次の常会(第142回国会)召集の日(平成10年1月12日)から施行))

(理由) 会計検査院に対する特定事項の検査の要請に関する規定を設けた。

第百五条 削除

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 国立国会図書館法が制定されたため、不必要となったので削除した。

第百五条 内閣及び各省は、その刊行物を国会図書館に送付しなければならない。

国会図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配布させることができる。

(理由) 官庁の刊行物は、すべて国会図書館に送付すべきことにし、図書館運営委員会が必要と認めたものについては、その官庁をして各議員に配布させることにした。

第百六条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人が出頭し、又は陳述したときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

(第 113 回 (臨時) 国会 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和 63 年 11 月 26 日法律第 89 号) による改正 (公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行))

(理由) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正により、議院外においても証人尋問ができることになったので、字句を整理した。

第百六条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 従来から行われている参考人の制度を新たに国会法に規定するとともに、必要な字句の整理を行った。

第百六条 各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

(理由) 憲法第六十二条の規定により証人の出頭を求めた場合には、旅費及び日当を支給するという原則的な規定を設けたものであって、詳細は別に定めることにした。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第百七条 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

(理由) 議院法第八十三条の規定に相当するものであるが、先例を成文化して、閉会中は議長が議員の辞職を許可し得る旨を付け加えた。

第百八条 各議院の議員が、他の議院の議員となつたときは、退職者となる。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 法律により議員たることのできない職務に議員が任せられることはあり得ないので削除した。

第百八条 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任せられたときは、退職者となる。

(理由) 議院法第七十六条の規定に相当するものであり、当然の規定である。

第百九条 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

(理由) 議院法第七十七条の規定に相当するものであり、当然の規定である。

第百九条の二 衆議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者 (公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第八十六条の二第一項に規定する衆議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。) であつた衆議院名簿届出政党等 (同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。) 以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの (当該議員が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等 (当該衆議院名簿届出政党等に係る合併又は分割 (二以上の政党その他の政治団体の設立を目的として一の政党その他の政治

団体が解散し、当該二以上の政党その他の政治団体が設立されることをいう。次項において同じ。) が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。) を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。) に所属する者となつたとき (議員となつた日において所属する者である場合を含む。) は、退職者となる。

参議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が参議院名簿登載者 (公職選挙法第八十六条の三第一項に規定する参議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。) であつた参議院名簿届出政党等 (同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。) 以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における参議院名簿届出政党等であるもの (当該議員が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等 (当該参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。) を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。) に所属する者となつたとき (議員となつた日において所属する者である場合を含む。) は、退職者となる。

(第 147 回国会 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律 (平成 12 年 5 月 17 日法律第 63 号) 第 1 条による改正)

(理由) 衆議院及び参議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後に、当該選挙における他の名簿届け出政党等に所属する者となつたときは、退職者となることにした。

第一百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内閣総理大臣に通知しなければならない。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 従来議員に欠員が生じた場合は全国選挙管理委員会に通知することになっていたが、同委員会がすでに廃止されているので、内閣総理大臣に通知することに改めた。

第一百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、全国選挙管理委員会に通知しなければならない。

(第 1 回特別会全国選挙管理委員会法 (昭和 22 年法律第 154 号) により改正 (昭和 22 年 12 月 7 日公布))

(理由) 全国選挙管理委員会の新設に伴い、従来議員に欠員が生じた場合は内務大臣に通知することになっていたのを、全国選挙管理委員会に通知することに改めた。

第一百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

(理由) 議院法第八十四条の規定に相当するものであるが、補欠選挙については、選挙法の規定にまかせて、国会法ではこれに触れないことにした。

第一百十一条 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

(理由) 憲法第五十五条の規定を受けて、議員の資格争訟についての手続を規定した。

第一百十二条 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、国費でこれを支弁する。

(理由) 資格争訟を提起された議員に弁護人を付することを認め、その一人の費用は国費で支弁することにした。

第一百十三条 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

(理由) 議院法第八十条の規定に相当するものであり、資格争訟における被告議員の地位及び権能について規定した。

第十四章 紀律及び警察

第一百十四条 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。閉会中もまた、同様とする。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 閉会中においても委員会の審査が常に行われている実情にかんがみ、閉会中もなお、会期中と同様に、議長に議院内部の警察権を与えることにした。

第一百十四条 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

(理由) 議院法第八十五条の規定に相当するものであり、会期中の議院内部の警察権について規定し、さらに、参議院の緊急集会中も、参議院議長がこれを行使するものとした。

第一百十五条 各議院において必要とする警察官は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 「警察官吏」を「警察官」に改めた。

第一百十五条 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

(理由) 議院法第八十六条の規定に相当するものである。内閣が警察官を派出するには議長の要求によることになる。

第一百十六条 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで、又は議事が翌日に継続した場合はその議事を終るまで、発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 議長が、秩序保持権に基づき発言を禁止し、議員を議場外に退去させるのを、当日の会議のみならず、議事が翌日に継続した場合はその議事が終了するまでに及ぼすこととした。

第一百六条 会議中議員がこの法律又は議事規則に違いその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消せる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(理由) 議院法第八十七条の規定に相当するものである。「議院の品位を傷けるときは」との言葉を加えたが、これは貴族院規則第百九十二条及び旧衆議院規則第二百三十三条にあった「議院ノ体面ヲ汚スヘキ所行ニシテ」というのを用いたものである。

第一百七条 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(理由) 議院法第八十八条の規定に相当するものであり、議長は、議場を整理し難いときは、休憩することもできることを明らかにした。

第一百八条 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

(理由) 議院法第八十九条の規定に相当するものであり、傍聴人に対する議長の権限について規定した。

第一百八条の二 議員以外の者が議院内部において秩序をみだしたときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 議員以外の者が院内の秩序をみだした場合に、議長が、これに対して処置を取り得ることにした。

第一百十九条 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(理由) 議院法第九十二条の規定に相当するものであり、無礼の言論の禁止について規定した。

第一百二十条 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

(理由) 議院法第九十三条の規定に相当するものである。同条後段には「私ニ相報復スルコトヲ得ス」という規定があったが、議員の品位に関するので削除した。

第十五章 懲罰

第一百二十二条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、衆議院において四十人以上、参議院において二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

(第21回常会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 議案の発議又は修正の動議の場合における賛成者の要件と均衡を保たしめるため、懲罰動議を提出するに要する賛成者の数を改めた。

第一百二十二条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めるなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

(理由) 憲法第五十八条の規定を受けて懲罰の手続を規定した。その内容は、議院法第九十五条及び第九十八条の規定と同様である。

第一百二十二条の二 会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、議長が懲罰委員会に付することができなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、会期の終了日又はその前日に生じた事犯で、懲罰動議を提出するいとまがなかつたもの及び動議が提出され議決に至らなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、前条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

前二項の規定は、衆議院にあつては衆議院議員の総選挙の後最初に召集される国会において、参議院にあつては参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において、前の国会の会期の終了日又はその前日における懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。

(第28回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 従来懲罰に関する規定が不備で会期末に起つた懲罰事犯について処理する方法がないため、会期末に当たり時として議事の混乱が生じ、議員の秩序を維持する上に欠けるところがあつたので、このような事態を防止するために、会期末に生じた懲罰事犯を厳正に処理するための規定を設けた。

第一項は、会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で議長が懲罰委員会に付し得なかつたもの及び懲罰委員会に付されたが未了となつたものについては、次の国会で議長が懲罰委員会に付し得ることにした。

第二項は、会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で懲罰動議を提出するいとまがなかつたもの、懲罰動議が提出され議院の議決に至らなかつたもの及び懲罰委員会に付されたが未了となつたものについては、次の国会で議員から懲罰の動議を提出し得ることにした。

第三項は、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の後は、衆議院及び参議院について、それぞれ本条を適用しないことにした。

第一百二十二条の三 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、閉会中、委員会その他議院内部において生じた事犯について、第一百二十二条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

(第 28 回常会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行))

(理由) 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯が生じた場合には、次の国会で取り上げ得ることにした。

第一百二十二条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

(理由) 懲罰の種類を規定したものであり、従来の「譴責」を「戒告」と字句を改め、また懲罰の実効を上げるために従来の「出席停止」を「登院停止」に改めた。

第一百二十三条 両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

(理由) 議院法第九十七条の規定に相当するものであるが、同条とは異なり、「両議院は」と規定して、いずれの議院もその議院又は他の議院で除名された者が当選したときにはこれを拒むことができないことを明らかにした。

第一百二十四条 議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

(理由) 議院法第九十九条の規定に相当するものであるが、同条とは異なり、衆議院と参議院とについて同一の取扱いをすることにし、いずれも懲罰委員会に付することにした。

第十五章の二 政治倫理

第一百二十四条の二 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのつとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならない。

(第 102 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 82 号)により改正(昭和 60 年 6 月 28 日公布、次の常会の召集日から施行))

(理由) 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのつとり各議院の議決により定める行為規範を遵守すべきものとした。

第一百二十四条の三 政治倫理の確立のため、各議院に政治倫理審査会を設ける。

(第 102 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 82 号)により改正(昭和 60 年 6 月 28 日公布、次の常会の召集日から施行))

(理由) 政治倫理の確立のため、各議院に政治倫理審査会を設けることとした。

第一百二十四条の四 前条に定めるもののほか、政治倫理審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

(第 102 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 82 号)により改正(昭和 60 年 6 月 28 日公布、次の常会の召集日から施行))

(理由) 政治臨死審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めることとした。

第十六章 弹劾裁判所

第百二十五条 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

(理由) 憲法第六十四条の規定を受けて、以下第百二十九条まで弾劾裁判所に関する基本的な規定を設けることにし、本条においては、裁判所の構成について規定した。

第百二十六条 裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 従来、弾劾裁判所の裁判員は両議院から選挙され、訴追委員は衆議院のみから選挙されていたのを改め、両議院から同数の訴追委員を選挙することにした。

第百二十六条 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

(理由) 弹劾裁判に関する訴追は、衆議院議員のうちから選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこの任に当たることにした。訴追委員会は、議院内の委員会ではなく、弾劾裁判所と対等の地位にある委員会である。

第百二十七条 弹劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

(理由) 議員のうちから裁判員及び訴追委員を選ぶことになっている関係上、両者を同一の人が兼ねるのは妥当でないので、本条を設けた。

第百二十八条 各議院は、裁判員又は訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 訴追委員を両議院から選挙する旨にした結果、予備員の選挙に関する本条の規定に所要の改正を加えた。

第百二十八条 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

(理由) 裁判員及び訴追委員の補欠を生じた場合を考慮して、その予備員を選挙しておくことにした。

第百二十九条 この法律に定めるもの以外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

(理由) 以上弾劾裁判所に関する規定は基本的なものであり、その職務執行の方法並びに裁判手続等についての詳細は、別の法律に譲った。

第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館

(第 126 回国会 国会法の一部を改正する法律(平成 5 年 5 月 7 日法律第 39 号)による改正)

(理由) 第百三十二条を「議員秘書及び議員会館」についての規定から「議員秘書」についての規定に改め、「議員会館」について第百三十二条の二に規定したことに伴い、章の題名を改めた。

第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 国立国会図書館法の制定により国会図書館が国立国会図書館と名称を改められ、また、第百三十一条を改正して従来の法制部を法制局とし、これに関する規定が設けられたのに伴い、章の題名を改めた。

第十七章 国会図書館及び議員会館

第一百三十条 議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 国立国会図書館法の制定に伴い、規定を整理した。

第一百三十条 議員の調査研究に資するため、国会に国会図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。

(理由) 国会図書館に関して、基本的な規定を設けた。

第一百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

(第31回常会国会職員法等の一部を改正する法律(昭和34年法律第70号)により改正(昭和34年3月31日公布))

(理由) 法制局の事務処理に関する規定を定めるについて、議院運営委員会の承認を必要としないことにした。

第一百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

法制局の事務の処理に関し必要な規程を定めるには、議院運営委員会の承認を得なければならぬ。

(第2回常会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 従来の法制部を法制局とし、その局長は議長の直接の監督を受けることにし、その他職員の任免等について規定した。

第一百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

(理由) 各議院に法制部を置き、法制に関する専門技術家を配して、議員の便宜に資することにした。

第一百三十二条 各議員に、その職務の遂行を補佐する秘書二人を付する。

前項に定めるもののほか、主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる。

(第 126 回国会 国会法の一部を改正する法律（平成 5 年 5 月 7 日年法律第 39 号）による改正)

(理由) 本条を議員秘書に関する規定とし、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができることとした。

議員会館に関しては、第百三十二条の二に定めた。

第一百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、各議員に二人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

(第 43 回常会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和 38 年法律第 35 号）により改正（昭和 38 年 3 月 30 日公布）)

(理由) 各議員に付する秘書を一人増員し、二人の秘書を付することができることとした。

第一百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、各議員に一人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 秘書及び議員会館に関して規定を書き改めた。

第一百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の秘書を付する。

(第 2 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布）)

(理由) 「事務補助員」の名称を「秘書」と改めた。

第一百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

(理由) 議事堂の近接区域内に議員会館を設け、また各議員に事務補助員を付することにした。

第一百三十二条の二 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け、各議員に事務室を提供する。

(第 126 回国会 国会法の一部を改正する法律（平成 5 年 5 月 7 日年法律第 39 号）による改正)

(理由) 第百三十二条中の議員会館に関する部分を本条に規定した。

第十八章 補則

第一百三十三条 この法律及び各議院の規則による期間の計算は、当日から起算する。

(第 21 回常会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行）)

(理由) 国会法及び各議院の規則における期間の計算については、従来より当日から起算していたのであるが、疑義を生じないように、これを明らかに規定した。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の紀律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。